

入間中学校跡地利活用方針

1 趣旨

入間中学校跡地利活用方針（以下「利活用方針」という。）は、入間中学校跡地及び入曽乳児保育所跡地（以下「跡地」という。）の利活用を図るための基本的な考え方を定めるものである。

なお、利活用方針は、入間中学校跡地利活用基本計画（仮称）策定のための指針として位置づける。

2 跡地概要

(1) 所在地

- ア 入間中学校跡地 埼玉県狭山市大字南入曽 433 番地
- イ 入曽乳児保育所跡地 埼玉県狭山市大字南入曽 427 番地 1

(2) 敷地面積 計 16,648.92 m²

(内訳)

- ア 入間中学校跡地 15,679.00 m²
うち、5,000.09 m²は、入曽地域交流センター敷地
- イ 入曽乳児保育所跡地 969.92 m²

(3) 用途地域 第1種低層住居専用地域（容積率 80%、建ぺい率 50%）

(4) 最寄りの交通機関 西武新宿線入曽駅 徒歩約 10 分

(5) 周辺の状況 周辺図（周辺航空写真を参照）



3 跡地利活用のコンセプト

跡地は、次の4つのコンセプトに基づいて利活用を図る。

- コンセプト1 地域住民の交流と連携を促進する。
- コンセプト2 若い世代の定住を促進する。
- コンセプト3 子育て支援を行う拠点を整備する。
- コンセプト4 地域の安全安心に寄与する。

4 跡地利活用の方針

4つのコンセプトを踏まえ、跡地の利活用における方針を次のとおり定める。

(1) 入曽地域交流センターの整備

地域住民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、住民相互の交流や連携を図るため、入曽地域交流センターを跡地西側に整備する。

(2) 若者向けの住宅用地の整備

若い世代の定住を促進するため、入曽乳児保育所跡地及び入間中学校跡地の一部を住宅用地として整備する。

(3) 子育て支援拠点施設の整備

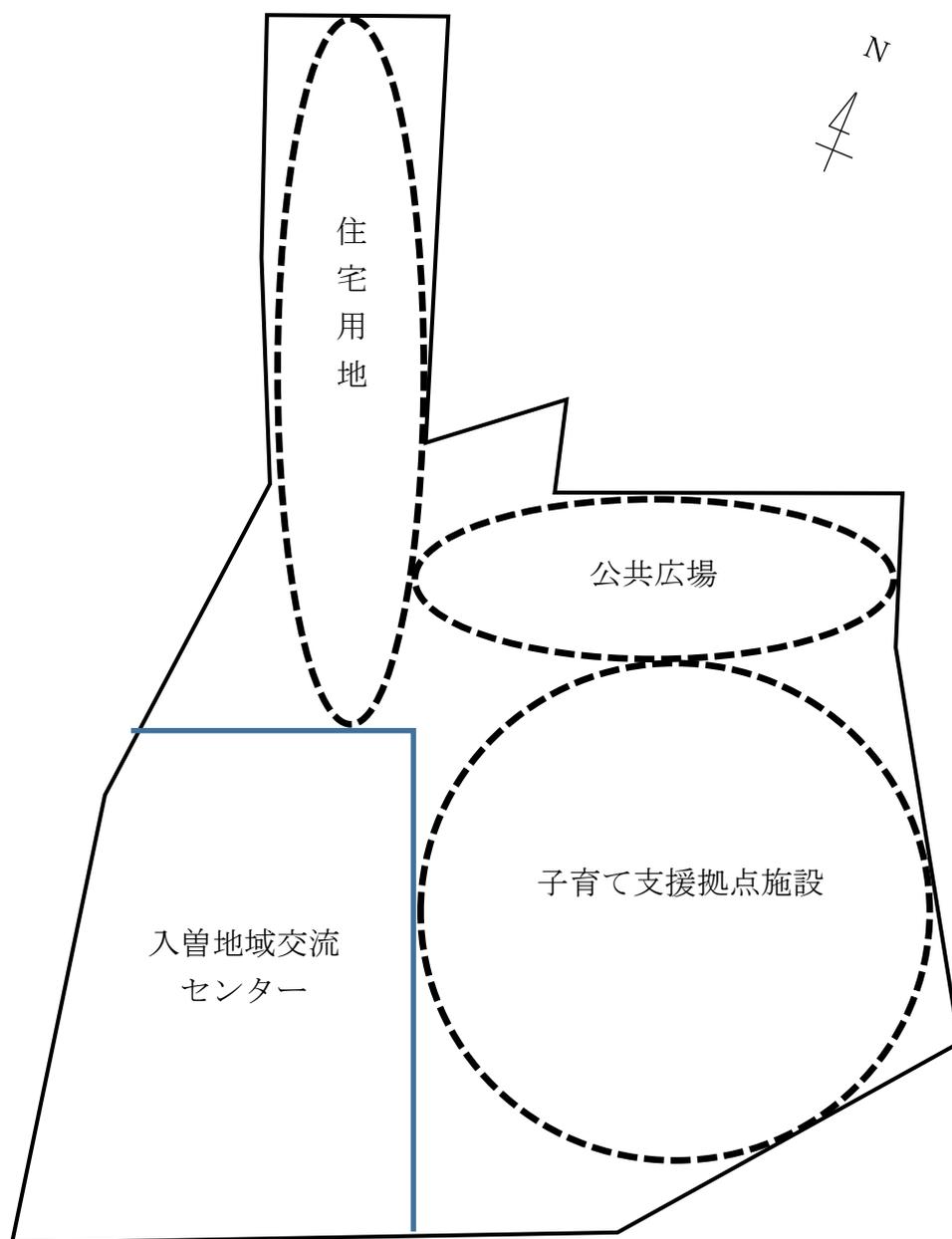
子育て支援の中心的役割を担い、子育てに関する包括的な支援を行うため、跡地南側（入曽地域交流センター東側に隣接）に保育所及び児童館機能を有する複合施設として、子育て支援拠点施設を整備する。

(4) 公共広場の整備

跡地中央に、地域住民が様々な活動ができるとともに、地域の防災活動としても使用できる広場を整備する。

5 施設の配置

入曽地域交流センター以外の施設の配置については、周辺の既存住宅の状況及び施設利用者の動線並びに道路との関係を考慮し、概ね以下のとおりとする。



6 跡地利活用の手法

跡地利活用の手法については、以下のとおりとする。

(1) 入曽地域交流センター

先行整備中である入曽地域交流センターは、令和2年4月より供用開始する。
同センターの管理運営は直営とする。

(2) 若者向けの住宅用地

同地の近隣は閑静な住宅地であることから周辺環境に配慮するとともに、同地が子育て支援拠点に近接することを考慮し、若い世代の定住促進につながるデザインや機能等の条件を提案できる民間事業者に用地を売却し、若者の定住を図る。

なお、入曽乳児保育所跡地の一部に防衛省から特定防衛施設周辺整備調整交付事業として交付金の交付を受けて取得した土地（敷地面積 217.8 m²）があるため、当該交付金を返還したうえで、住宅用地としての利活用を図ることとする。

(3) 子育て支援拠点施設

子育て支援拠点施設の整備については、官民連携手法により民間の創意工夫等の活用を通じ、維持管理の効率化と財政負担の平準化を図る。

当該子育て支援拠点施設には、現在の水野保育所（狭山市水野 632-41）、水野児童館及び子育てプレイス（狭山市水野 891-4）を移転するとともに、時代の要請に見合った以下の機能（詳細は別添資料のとおり）についても付加及び充実していく。

なお、運営について、水野保育所は基幹型保育所として直営を維持し、水野児童館等は民間による運営手法を導入する。

ア 子育て世代を包括的に支援する機能

イ 一時預かり保育機能

ウ 相談機能

エ 子育て世代交流機能

オ 子育てに関する地域コミュニティの醸成機能

カ 災害時対応機能

(4) 公共広場

公共広場は、子育て支援拠点施設と併せて官民連携手法により整備するとともに、地域のコミュニティ形成に寄与する場として活用する他、災害時における地域住民が自主的に集合する一時集合場所として活用する。

7 跡地周辺道路の整備

跡地周辺道路の整備については、以下のとおりとする。

なお、跡地周辺道路の整備にあたっては、入曽地域交流センター及び周辺道路の整備状況を踏まえたものとしていく。

(1) 跡地南側道路

跡地敷地内側に一方後退し、以下ア・イのとおり道路を整備することにより、地域住民の安全確保を図る。

ア 入曽地域交流センター前面部分は、幅員 6m の車道と入曽地域交流センター敷地内に 3m 自主後退して、うち 2m を敷地内通路として当該施設の完成に合わせて、令和元年度に整備予定

※令和 4 年度に (1) イと合わせ、幅員 7m の車道、2m の歩道に整備予定

イ ア以外の部分は、幅員 7m の車道、2m の歩道を令和 4 年度整備予定

(2) 跡地西側道路

跡地敷地内側に一方後退し、既存道路を幅員 6m 道路に拡幅する。

ア 入曽地域交流センター前面部分は、当該施設の完成に合わせて、令和元年度整備予定

イ ア以外の部分は、令和 4 年度整備予定

(3) 跡地東側道路

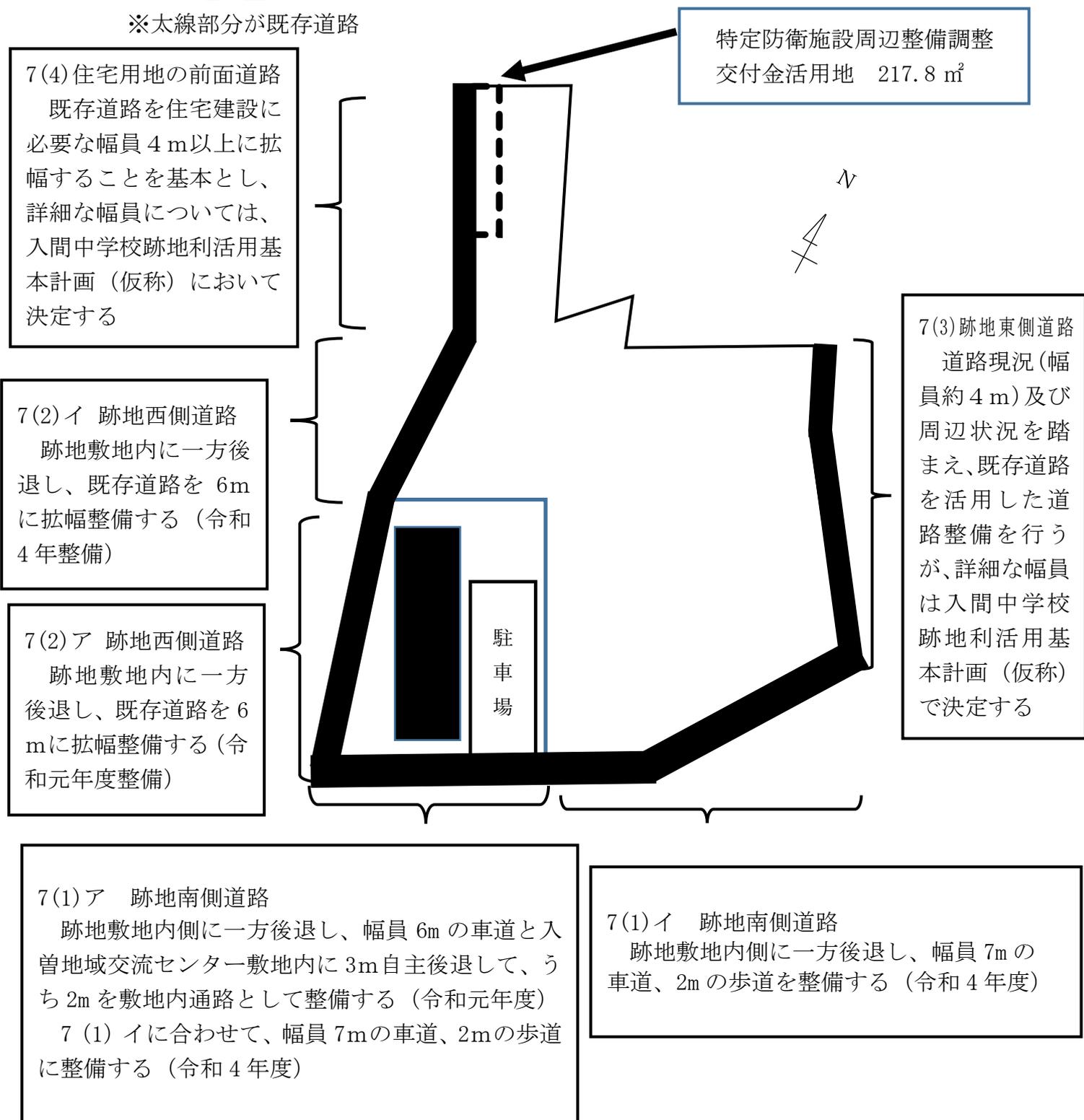
道路現況（幅員約 4m）及び周辺状況を踏まえ、既存道路を活用した道路整備を行うが、詳細な幅員については、入間中学校跡地利活用基本計画（仮称）において決定する。

(4) 住宅用地の前面道路

住宅用地の前面道路となる部分は、既存道路を住宅建設に必要な幅員 4 m 以上に拡幅することを基本とし、詳細な幅員については、入間中学校跡地利活用基本計画（仮称）において決定する。

8 周辺道路整備イメージ図

※太線部分が既存道路



9 今後の予定

(1) 令和元年度

- ア 旧入間中学校校舎等解体工事準備
- イ 入間中学校跡地利活用計画基本計画（案）の策定

(2) 令和2年度

- ア 旧入間中学校校舎等解体工事
- イ 入間中学校跡地利活用基本計画の決定
- ウ 民間事業者の募集

(3) 令和3年度

- ア 民間事業者の決定及び仮協定の締結
- イ 民間事業者との契約に関する議案の提出
- ウ 民間事業者への住宅用地の売却
民間事業者による子育て支援拠点施設、広場の整備開始

(4) 令和4年度

- ア 子育て支援拠点施設、広場の整備
- イ 周辺道路整備

(5) 令和5年度

- 子育て支援拠点施設、広場の供用開始